

○納税功労表彰要綱の制定について

平成26年3月31日

税第177号

総務局長

このことについて、別紙のとおり制定されたので通知します。

納税功労表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、表彰の取扱いに関する規程(昭和41年神奈川県訓令第7号)第3条第2項の規定に基づき、納税意識の高揚を図るために行う納税功労表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(知事表彰)

第2条 納税意識の高揚その他納税に関し、他の模範となる特に顕著な功績があったものについては、知事が表彰状を授与して表彰する。この場合、記念品を贈ることができる。

(所長表彰)

第3条 納税意識の高揚に係る活動その他納税に係る活動に関し、他の模範となる功績があったものについては、県税事務所長又は自動車税管理事務所長(以下「所長」という。)が表彰状を授与して表彰する。この場合、記念品を贈ることができる。

(候補者の推薦)

第4条 税制企画課長及び所長は、第2条の規定に該当し、表彰するにふさわしい候補者を知事に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、前条により推薦された候補者の中から、別に定める選考審査委員会の選考を経て、知事が決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、納税功労表彰の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 納税奨励表彰要綱は、廃止する。